

今後の検討の進め方

令和8年10月28日
事務局

専門委員会における検証の方針

1. 専門委員会とりまとめ2026

検証の方針・背景

電気通信事業法第27条の3の規制について、「目的に見合った必要最小限なもの」に見直していくべきではないか。

指標に沿った規制のあり方の検討

1. 検証のための指標の設定

規制の見直しにあたっては、27条の3の規制導入当時を目指していた**4つの目的が達成できているか、各々の目的に照らして、現在の市場環境や規制の効果を検証することが必要。**

目的① 事業者間の適正な競争環境の実現

目的② 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択

目的③ 利用者間の不公平の解消

目的④ 通信料金の高止まりの解消

そのために、**今後定点的に観測すべき指標（データ）を設定。**

2. 規制の最小化の可否を検討

➤ 指標に照らして現在の市場環境や規制の効果を検証し、27条の3の**規制の最小化（緩和・撤廃、規律対象の縮小等）を図ることが可能か検討。**その際、利用者視点に立ち、規制が複雑化して分かりにくいものとならないよう、シンプルな制度を目指す。

➤ 現在の市場環境においては**当面の間規制を維持することが必要と判断されるもの**については、将来的に自律的な競争が行われる市場環境を実現し**規制の最小化を図るために、（27条の3の規制に代わる）どのような対応策が必要か**を検討。

検証事項等

- 通信市場・端末市場の関係者へのヒアリングを踏まえ、現在の市場環境と規制の効果を検証。

過度な値引きや囲い込み行為が解消されたことから、規制の効果が一定程度あったと評価できる。他方、多くの関係者から、端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行は未だに継続しており現行規制を維持すべきとの意見があり、現時点で直ちに規制を撤廃することは避けることが適当である。

- その上で、中長期的な規制の撤廃・緩和に向け、今後の規制の在り方を議論するための指標を設定。

今後のスケジュール

- 次期以降、設定した指標に沿って、27条の3の利益提供上限規制や囲い込み規制の在り方を引き続き議論する。あわせて、本委員会でのとりまとめを受けて制度改正した事項について、必要に応じ事後検証やフォローアップを実施する。

2. 今期の検証方針

⇒ 上記の専門委員会とりまとめ2026の方針に沿って、27条の3の規制の在り方の議論や事後検証・フォローアップを実施する。

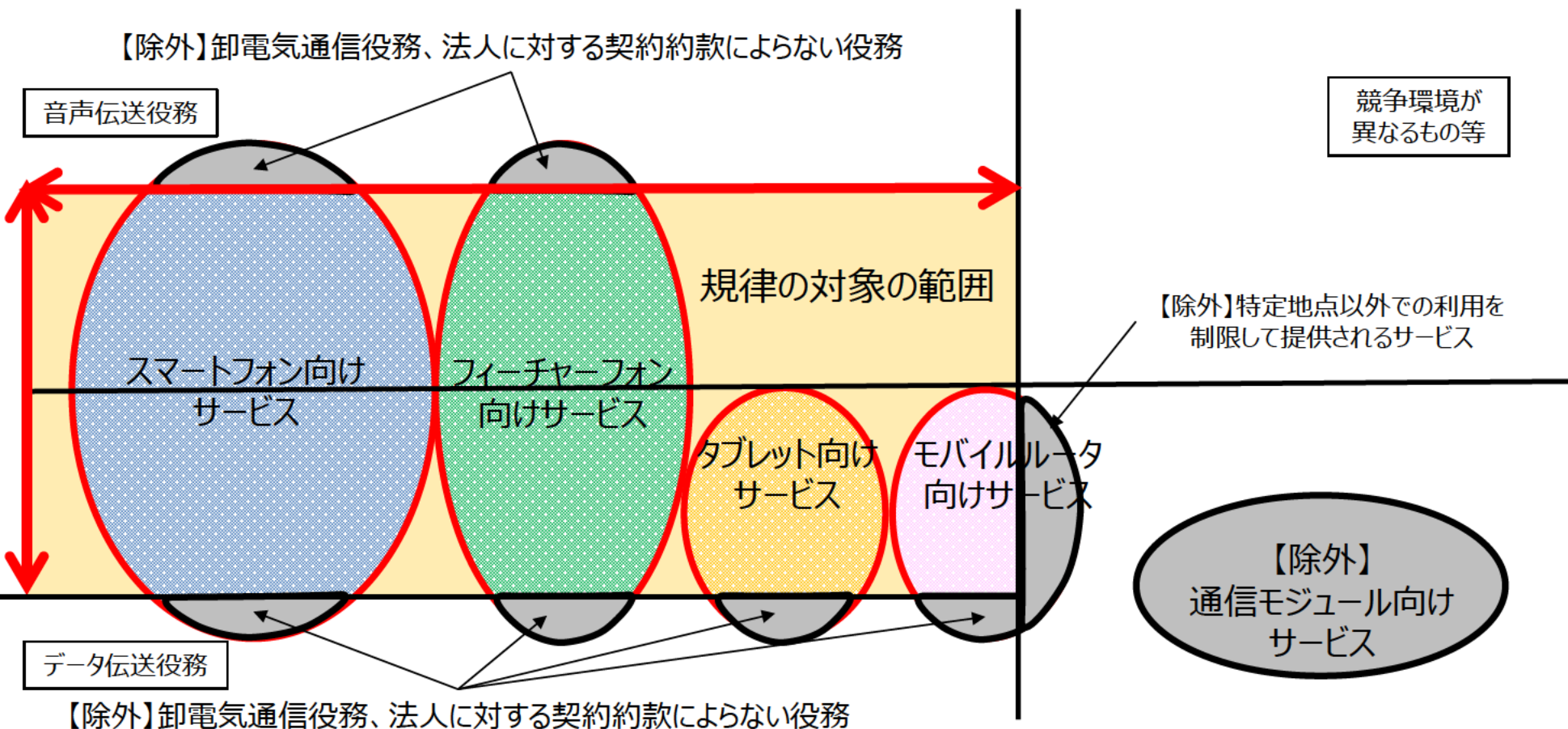
■ 禁止行為規律の対象となる移動電気通信役務として次の役務を指定。

- ・ 携帯電話サービス
- ・ 全国BWAサービス

※ 携帯電話サービス及び全国BWAサービスのうち、卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供する役務、固定して使用されるモバイルルータ（固定ブロードバンドの代替となるサービス）、通信モジュール向けサービスを、個別に指定の対象から除外。

※ なお、PHSサービスや公衆無線LANサービス等は、携帯電話サービス及びBWAサービスとは異なる役務（指定の対象外）。

携帯電話サービス＋全国BWAサービス



1. 規制の最小化をどのように図っていくことが可能か

- 規制の効果検証や在り方検討のための指標に基づく市場の状況等を踏まえ、現時点において、規制の緩和・撤廃、規律対象の縮小等を図るべき、あるいは、図ることが可能と考える点はあるか。

<論点の例>

- ・ 料金プランの額に連動した利益提供上限への移行を含む利益提供規制の在り方
- ・ 長期利用者等への還元の在り方
- ・ 違約金を含む期間拘束の在り方
- ・ 規律対象となる電気通信役務の在り方

※当該規制を緩和・撤廃等する必要性・合理性について、上記指標に基づく市場等の状況等を踏まえて説明願います。

2. その他、顕在化している課題はあるか

- 対応すべき課題や、1に限らない規制見直しの要望等があるか。

